印東加圧ポンプ場No.１調整池清掃業務委託

特記仕様書

令和８年度

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部

目　　次

第１章　総　　則
１－１　適用範囲 …… 1
１－２　業務委託の目的 …… 1
１－３　一般事項 …… 1

第２章　業務の概要
２－１　業務の概要 …… 4
２－２　施工体制 …… 4
２－３　安全管理 …… 4
２－４　衛生管理 …… 5
２－５　清掃作業 …… 6
２－６　点検調査作業 …… 7
２－７　調整池の形状等 …… 7
２－８　汚泥処理 …… 7
２－９　その他 …… 8

第３章　留意事項等
３－１　留意事項 …… 9

第１章　総則

１－１　適用範囲

１．本特記仕様書は、次の業務委託（以下「本業務委託」という。）に適用する。

（１）委託番号　印業令８第５号

（２）委 託 名　印東加圧ポンプ場№.１調整池清掃業務委託

（３）委託箇所　佐倉市高崎９４８番地（印東加圧ポンプ場内）

（４）委託期限　契約日の翌日から令和９年１月２９日限り

１－２　業務委託の目的

１．本業務委託は、印旛郡市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）が所有する印東加圧ポンプ場№.１調整池について、水道施設を良好な状態に保つため、潜水士により堆積物を清掃するとともに、調整池内部の点検調査を行い、維持管理に必要な情報を得ることを目的とする。

１－３　一般事項

１．本業務委託受注者（以下「受注者」という。）は、本特記仕様書に明記されていない事項があっても本業務委託の実施上当然必要と思われるもの、または、軽微な作業等は、当組合監督職員（以下「監督職員」という。）の承諾を得て実施しなければならない。なお、本業務委託の実施に伴い組合及び第三者の工作物等に損傷を与えた場合は、監督職員に連絡の上、受注者の負担により速やかに復旧すること。

２．受注者は、業務の履行にあたり、水道法の他、労働関連法令、その他関係法令を遵守し、作業の円滑な進捗を図るとともに法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。また、本業務委託の実施に必要な届出等は受注者がこれを代行すること。

３．設計図書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、協議の上、定めるものとする。

４．受注者は、業務主任技術者の選任にあたっては、必要な知識と経験を有する技術員を選任しなければならない。

５．受注者は、業務計画書に作業方法及び作業工程等を定め、監督職員の承諾を得たうえで、業務に着手すること。

６．受注者は、事前に№.１調整池の構造を把握し、必要に応じて作業に必要な図面等

を携帯すること。

7．作業に当たっては、作業の安全性確保に必要な設備、装備に関する措置を行うとともに、水道施設に対し損傷を与えないよう十分留意すること。

また、水道施設内に立ち入るため、衛生管理に十分留意すること。

8．調整池スラブ上は汚損させないこと。汚損させた場合は、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。

9．当該施設・当該業務に関して業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び契約の終了後においても同様とする。

10．受注者は、本業務委託において異常を発見し、それが水道施設に危害を及ぼす可能性があるなど、緊急な対応が必要と考えられる場合は、直ちに監督職員に連絡し、その指示を受けること。

11．労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、業務上守らなければならない安全に関する事項を定めるとともに、安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の発生の防止に努めること。

12．作業場所及びその付近で行われる他の工事等がある場合は、常に協力して安全管理に支障が無いように措置を講じること。

13．作業にあたり、安全上の障害が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに、文書による報告を行い、追加措置について協議すること。

14．設計変更は、組合の単価及び積算歩掛に基づくものとする。ただし、軽微な内容については変更の対象としない。なお、受注者は、変更の必要が生じた場合は、速やかに監督職員に申し出て組合と協議するものとする。

15．受注者は、次の書類を遅滞なく提出すること。

（１）契約後

①業務着手届	（契約後　７日以内）	２部
②業務主任技術者選任通知書	（契約後　７日以内）	２部

〔経歴書、資格証及び資格を証明する書類の写し並びに当該企業との直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証する書面の写しを添付すること。〕

③業務工程表	（契約後　７日以内）	２部

（２）着手後

①業務計画書	（原則として契約後３０日以内）	２部

業務計画書には、次の事項について記載すること。

イ　業務概要に関すること

ロ　現場組織に関すること

ハ　業務工程に関すること

ニ　業務方法に関すること

ホ　安全衛生管理に関すること

ヘ　保全、保安教育に関すること

ト　各種報告書様式

チ　その他必要事項

②作業員名簿　（　必要の都度　）　２部

③当該産業廃棄物収集運搬業及び処分業許可証の写し

（　必要の都度　）　２部

④作業日報　（　必要の都度　）　１部

⑤週間工程表　１部

⑥腸内細菌検査（検便）結果の写し（　必要の都度　）　２部

⑦使用機器承認願　（　必要の都度　）　２部

（３）業務完了時

①業務完了報告書　２部

②業務目的物引渡申出書　２部

③業務報告書　２部

業務の完了に伴って、清掃及び点検調査結果を整理し報告するものとする。

④業務記録写真帳（Ａ４サイズ）　２部

⑤業務報告書、業務記録写真帳等電子ファイルＣＤ－Ｒ　２枚

（閲覧ソフト含む。）

（４）その他

①必要に応じて監督職員が指示したもの。

第２章　業務の概要

２－１　業務の概要

１．本業務委託は、印東加圧ポンプ場№.１調整池（以下「調整池」という）について、潜水士が開口部より調整池内部に入槽し、底面に堆積した沈殿物を池外へ排出除去する。併せて調整池内構造物の点検調査を行うものである。

その内容は次のとおりである。

（１）潜水士清掃工（床面）	９４０㎡
（２）調査記録工	２箇所
（３）汚泥土壌分析試験（溶出試験２８項目）	１　式
（４）汚泥収集運搬・処分	１　式

２－２　施工体制

１．本業務委託を実施するにあたっては、貯水槽清掃作業監督者の資格を有し、上水道施設での作業実績が豊富で水道水の水質知識および経験がある者を業務主任技術者として常駐させること。

また、潜水作業従事者は配水池等清掃及び点検に関する豊富な経験を有する者として、２名以上配置すること。

（１）業務主任技術者：貯水槽清掃作業監督者
（２）潜　水　士：潜水士
（３）予備潜水士：潜水士
（４）潜水送気員：送気調節係員
（５）消毒管理者：貯水槽清掃作業監督者

２．受注者においては、建築物飲料水貯水槽清掃業の登録を有していること。

２－３　安全管理

（１）潜水作業は高気圧作業安全衛生規則に基づいた安全管理を行うこと。
（２）潜水作業従事者は高気圧業務健康診断の写しを着手前に監督職員に提出すること。有効期限は履行期間を含む６ヶ月以内とする。
（３）緊急時の対応を考慮し、潜水士免許保有者を２名以上常駐させること。
また、潜水具および送気管などの予備機材を配置しておくこと。
（４）潜水用コンプレッサーの送気ラインには貯気タンクを配置すること。空気

分配器にもダイビングタンクを接続して緊急時の安全対策に備えること。

（５）潜水士は水中有線電話とモニタリングカメラを携帯すること。

（６）作業中は、常に潜水士と連絡員が連絡を取れる状態とし、連絡手段は水中有線電話とモニタリングカメラの２系統を確保すること。モニタリングカメラは潜水士の作業状況を常時監視できるカメラとすること。

（７）潜水士との連絡系統が１系統でも通信不能となった場合は、直ちに作業を中断して潜水士を出槽させること。

（８）緊急時の対策や連絡系統は、着手前に業務計画書において承認を得ること。

２－４　衛生管理

（１）作業従事者は水道法第２１条により、腸内細菌検査結果を着手前に監督職員に提出すること。有効期間は履行期間を含む１年以内とする。

（２）本業務委託で使用する潜水機器・清掃機器類は、水道施設内での使用に適切なものとする。また、着手前に使用機器承認願において使用機器の承認を得るものとし、同使用機器承認願には試験成績書を添付すること。なお、試験成績書に記載された機器と同品であれば使用は可とする。

（３）調整池内で使用する潜水機器・清掃機器は、JWWA Z 108 及び JWWA Z 110 の浸出試験に適合したものとする。対象とする潜水機器・清掃機器は、潜水服・潜水マスク・レギュレータ・送気管・電話線・ウェイト・清掃用ホース等の主となる機器とする。

（４）潜水士および調整池内で使用する機器は、毎回作業前に次亜塩素酸ナトリウム水溶液で消毒し、水道水に悪影響を及ぼすことのないようにすること。

（５）塩素消毒の管理については、貯水槽清掃作業監督者の資格を有する者が管理を行うものとする。消毒に使用する次亜塩素酸ナトリウム製品や消毒方法、残留塩素濃度は業務計画書において承認を得ること。

（６）調整池内で使用する潜水服は貯水と人体が接触しない構造で、フード・グローブ一体型の潜水服を使用すること。手や頭髪が濡れるフードとグローブの使用は不可とする。現場で監督職員に潜水服の構造確認を得てから潜水作業に着手すること。

（７）潜水作業に使用する浮力調整用ウェイトはステンレス製を使用すること。鉛製のウェイトは使用不可とする。鉛玉を袋に詰めたものや、鉛を樹脂被覆

したものも同様に使用不可とする。

（８）清掃作業中、水質に異常が発生した場合は直ちに作業を中止し、監督職員に報告して指示に従うこと。

主要機器一覧表（浸出試験適合品）

名称	用途	試験分析方法
潜水服（完全被覆型）	潜水用着衣	JWWA Z 108 及び JWWA Z 110
潜水マスク・レギュレータ	潜水用全面呼吸器	〃
送気管・電話線	送気用ホース・通信線	〃
ウェイト（SUS 製）	浮力調整用錘	〃
清掃用ホース	池内清掃用ホース	〃

２－５　清掃作業

（１）調整池内に潜水士が入槽し、床面およびピット内、配管等に付着した堆積物を吸引除去して清掃する。送水中に作業を実施するため、濁度の上昇防止を徹底するだけでなく、安全かつ衛生管理を重視し、作業従事者は常に清潔を保持すること。

（２）潜水士及び調整池内で使用する機器は、毎回作業前に次亜塩素酸ナトリウムにて消毒し、水道水に悪影響を及ぼすことのないよう注意する。

（３）潜水服はフード・グローブ共に一体型の潜水服を使用すること。手や頭髪は貯水に触れない構造であること。

（４）潜水士の呼気は調整池内に放出せずに、呼気を回収して池外で排出する装置を設置すること。潜水服から排気される浮力調整用の空気排出は可とする。

（５）作業従事者は、消毒したゴム手袋等を使用し、機器が直接人体と接触しないようにすること。

（６）清掃作業中、調整池内堆積物の舞い上げ等、貯水濁度を上昇させることのないように作業を行うこと。

（７）潜水士の作業状況が常時確認できるようにモニタリングカメラを設置すること。また、清掃作業中に潜水士周辺の濁度変化がないことを、モニタリングカメラの映像により目視確認をすること。（映像解像度：1920×1080 以上）

（８）出来高管理は静止画とする。消毒や排水など工程毎に写真撮影すること。

調整池内での写真撮影は、清掃前、清掃後と同一箇所で撮影を行うものとする。

（９）清掃作業中はマンホール等開口部が解放されるため、養生シート等を使用して、調整池内に異物が入り込まないようにすること。

(10) 清掃作業時の排水は監督職員の指示する箇所に排水し、近隣住民に迷惑のかからないよう努めなければならない。

(11) 作業実施にあたり、関連設備に損害を与えないよう十分注意すること。

２－６　点検調査作業

（１）清掃作業に併せて、施設内部（配管類、昇降設備、床面等）の劣化状況を点検調査し、報告書内に写真添付の上、構造物点検記録表を提出すること。

①躯体の異常箇所

②コンクリートのクラック・鉄筋露出状況

③防水塗装の浮き・剥離状況

④梯子、配管類の腐食状況

（２）業務完了後の提出書類

①作業写真帳（作業前、作業中、作業完了後、内部点検調査）

②コンクリート構造物［施行規則］の点検記録表

③作業報告書

２－７　調整池の形状等

（１）調整池の形状は、約 45m×約 23m×深さ約 6m、容量は 4,800 ㎥であり、人孔用のマンホール 900 ㎜ ２箇所及び作業搬出入用の開口部 2.0×2.0m に内蓋（PC 板 2300 ㎜×287 ㎜×80ｔ×8 枚　127 kg/枚）を設けている。

（２）作業時間は原則として、８：３０～１７：００までとする。

２－８　汚泥処理

（１）本業務委託にて発生した汚泥について、受注者は処分先の受入れ条件を確認したうえで、産業廃棄物として適正に処理すること。

汚泥の収集、運搬及び処分を他業者に委託する場合は、組合と協議の上、承諾を得ること。

（２）汚泥については処理土の品質・安全性を確認するため、「土壌の汚染に係る環

境基準について」(平成３年８月２３日環境庁告示第４６号)に基づく、汚泥の土壌分析試験（溶出試験２８項目）を行い、基準値以下であることを確認すること。

汚泥の土壌分析試験（溶出試験２８項目）は次のとおり。

溶出試験 12 項目一括項目 ※設計書で単価を一括計上している	溶出試験単独 16 項目
ジクロロメタン	カドミウム
四塩化炭素	全シアン
１、２－ジクロロエタン	有機燐
１、１－ジクロロエチレン	鉛
１、２－ジクロロエチレン	六価クロム
１、１、１－トリクロロエタン	ヒ素
１、１、２－トリクロロエタン	総水銀
トリクロロエチレン	アルキル水銀
テトラクロロエチレン	ポリ塩化ビフェニール(PCB)
１、３－ジクロロプロペン	チウラム
ベンゼン	シマジン
クロロエチレン	チオベンカルブ
	セレン
	フッ素
	ホウ素
	１、４－ジオキサン

試験後、土壌分析結果証明書、検査試料採取調書等を作成し報告書として提出すること。

２－９　その他

本特記仕様書に定めのない事項または、疑義を生じた場合は、双方協議の上定めるものとする。

第３章　留意事項等

３－１　留意事項

１．本業務委託の実施にあたって受注者は下記に掲げる事項に特に留意すること。

（１）本清掃業務作業は、調整池上部での作業となるため細心の注意を払い、油その他薬品化学物質等が漏洩することの無いよう十分注意すること。

（２）調整池上部の作業における車両は、基本的に総重量８ｔ以下の車両を用いること。また、使用する車両については、業務計画書に記載し監督職員の承諾を受けること。

（３）受注者は作業に関連して庁舎使用許可申請書提出し、許可条件を遵守すること。

（４）経験豊富な技術者及び熟練作業員を派遣し実施すること。

（５）委託対象箇所と直接関係のない場所へは絶対に立ち入らないこと。

（６）業務において漏水等の異常を発見した場合、直ちに監督職員に連絡すること。

（７）受注者が、監督職員の指示に反して作業を続行した場合、及び監督職員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命じることがある。